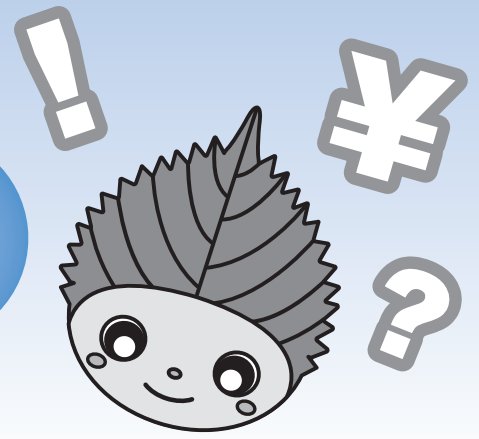


分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

税のたより



口座振替制度をご利用ください

納付には便利で安全な口座振替制度をご利用ください。
納付の手間が省け、時間の節約にもなります。

申込方法

- ・ 預(貯)金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)
 - ・ 預(貯)金通帳
 - ・ 印鑑(通帳届出印)
- 以上3点を口座振替ができる金融機関に持参してお申し込みください。

依頼書(申込書)は、役場および各金融機関にあります。詳しくは、各金融機関にお問合せください。
※過年度課税分および随時課税分は、口座振替ができません。

※納期限が振替日となります。振替日前日までに残高をご確認ください。

問合せ先 役場 収納課

内線 120・122

町税を滞納すると

町税を滞納したまま放置し納付していただけない場合、税負担の公平を期するため、法律に基づきやむを得ず滞納処分(差押)を行うこととなります。

差押処分

本町でも、町税の滞納があれば勤務先や取引業者等への税務調査の上、給与・報酬、売掛金、不動産、動産(自動車等)、預貯金、生命保険など各種財産の差押処分を行う場合があります。

※平成31年度以前の町税に滞納のある方には、納付催告書を送付しています。まだ納付されていない場合は早急に納付してください。

納税相談

納期限までに納税できない特別な事情がある場合は、納税方法等をご相談ください。

問合せ先 役場 収納課

内線 120・122

家屋を取り壊したら

家屋の固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在の状況により課税されます。
今年中に家屋の全部または一部を取り壊しされると来年度の課税対象から除かれます。家屋を取り壊しされた方は、税務課固定資産税係へご連絡をお願いします。

なお、法務局へ建物滅失登記申請をされた場合、連絡は不要です。

問合せ先 役場 税務課

内線 178・179

口座振替ができる金融機関

| 金融機関名称 | 町税等の納付 | 町税等の口座振替 |
|------------|--------|----------|
| 三菱 UFJ 銀行 | ○ | ○ |
| みずほ銀行 | ○ | × |
| 大垣共立銀行 | ○ | ○ |
| 十六銀行 | ○ | ○ |
| 三重銀行 | ○ | ○ |
| 愛知銀行 | ○ | ○ |
| 名古屋銀行 | ○ | ○ |
| 中京銀行 | ○ | ○ |
| 第三銀行 | ○ | ○ |
| 岐阜信用金庫 | ○ | ○ |
| いちい信用金庫 | ○ | ○ |
| 瀬戸信用金庫 | ○ | ○ |
| 中日信用金庫 | ○ | ○ |
| 海部東農業協同組合 | ○ | ○ |
| ゆうちょ銀行・郵便局 | ○* | ○ |

○利用可 ×利用不可
全国各本支店で利用できます。
※ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・三重・岐阜・静岡県内に限ります。

税理士による無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 12月9日(水)午後2時～4時(1人30分以内)

ところ

役場会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

- 申告書の作成に関する相談会ですので、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。
- プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課
内線 175・176



令和2年分確定申告について

津島税務署の確定申告相談会場が、令和2年分については津島市文化会館となりますのでご注意ください。

また、会場では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および来場される皆さんの安全に配慮した取り組みを実施するため、1日当たりの確定申告相談に係る対応人数が大幅に減少することが想定されます。

この機会にぜひ、便利なe-TAX(電子申告)をご利用ください。マイナンバーカードまたは津島税務署で取得できるID・パスワードを使うことで自宅等から確定申告書の電子送信が可能となります。詳しくは国税庁ホームページ内の確定申告書等作成コーナーをご覧ください。

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>

問合せ先

津島税務署
☎0567(26)2161

※電話は自動音声により案内されていますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

津島税務署(電話案内)

☎0567(26)2161

自動音声の案内に従い「1」または「2」を選択してください

国税に関するご相談は「1」を選択

税務署からのお尋ねや、納付のご相談、または職員にご用の方は「2」を選択

電話相談センター

税務署

12月の公民館ロビー展示

書道展

12月1日(火)～15日(火)

●書の会

写真展

12月16日(水)～27日(日)

●写真同好会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

赤ちゃんのお口の発達

近年、超音波診断が発達し胎児の動きが詳細にわかるようになりました。単純な下顎運動は妊娠11週頃に確認され、指しゃぶりや嚥下動作は12週には始まっています。胎児は口腔に羊水を取り込み、頬や舌でしっかり口腔内に羊水を溜め、「くっく」と嚥下する動作を練習しているのです。そして出生までの間に、味覚、嗅覚、唾液の分泌機能などが加わっていきます。

そして、赤ちゃんは原始反射と呼ばれるいくつかの反射機能を備えて生まれてきます。そのひとつに口唇探索反射があります。口唇周囲に何かが触れると反射的に顔を向けて口を開く動作です。次に口唇反射が加わります。これは口唇に何かが触れると口唇を丸める動作をすることをいいます。次に始まる原始反射は吸吮反射です。これは口唇に触れたものは何でも自動的に吸おうという動作を始める反射です。これらの原始反射によって赤ちゃんは、母親や哺乳びんの乳首を捜し、くわえそして吸う動作へとつながっているのです。この哺乳にかかわる口腔、咽頭の連続した機能は、口唇、頬、舌、咽頭が一体となり、波を打つように動いているもので、指令を出す脳との共同作業といえます。

また、原始反射のひとつに咬反射があります。これは口腔内の歯肉部分を指で触るなどして刺激すると下顎を噛み込む動作をすることです。授乳時にも赤ちゃんは噛み込んでいます。この「噛み込む」力を新生児期にきちんと獲得することはとても重要なことです。噛み込むための筋がたくましく作られることで、後の離乳後の咀嚼・嚥下機能を十分に発揮させることができます。

きちんとした授乳、乳児嚥下をしっかり行うことは、口唇、頬、舌、咽頭などの発育を促し、次に始まる咀嚼から嚥下へ向けたトレーニングであり、そこに指令を出す脳のトレーニングになるのです。

歯の健康講座 海部歯科医師会